

ショートステイ料金表(予防含む)

基本料金 (1日あたり)

施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります)

(1 単位は約 10.88 円となります。また端数処理の関係で月額では誤差が生じることがあります。)

要介護度	施設サービス費	その他加算合計	合計単数	1 割負担分 (円)	2 割負担分 (円)	3 割負担分 (円)
要支援 1	512	22	534	629	1,258	1,887
要支援 2	636	22	658	775	1,550	2,324
要介護 1	682	40	722	850	1,700	2,550
要介護 2	749	40	789	930	1,859	2,788
要介護 3	822	40	862	1,016	2,031	3,046
要介護 4	889	40	929	1,095	2,189	3,284
要介護 5	956	40	996	1,173	2,346	3,519

その他加算合計に送迎がある場合は、送迎加算 (往復) 368 単位プラスになります。

今後の施設整備が進み次第その他の加算も追加の予定です。

その他サービス加算 1 (単位/1日あたり) ※ その他加算内訳 (要支援: ※1、2、4、5、6。要介護: ※1~6)

送迎加算 (片道)	184	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期生活介護 (予防) 事業所との間の送迎を行う場合。
療養食加算	23	糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、すい臓病、脂質異常症、痛風及び特別な場合の検査食の食事を提供した場合に加算。
★サービス提供 強化体制加算)	6~18	常勤職員が 75% 以上配置した場合の費用。
★看護体制加算 I	4	看護体制加算とは、常勤看護師が 1 名以上配置している場合にかかる費用。
★処遇改善加算	合計単位数 8.3%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している施設に対する加算。

以下は要介護 1 以上の方のみの加算です。

(単位)

★夜間職員配 置加算 II	18	夜勤職員配置加算とは、規定を上回り夜勤職員を配置した場合の費用。
------------------	----	----------------------------------

※今後、施設の整備が進みしだい追加予定のその他サービス加算 2 (1日あたり) (単位)

看護体制加算 II	8	規程を上回り看護職員を配置し、24時間看護職員と連絡体制を確保している場合に加算。
機能訓練指導 体制加算	12	機能訓練指導体制加算とは、常勤の理学療法士等（作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師 又はあん摩マッサージ師）を1名以上配置している場合にかかる費用。

介護保険外で係る費用(1日あたり)。 (円)

居住費	1,970	熱水費（基本）、修繕・維持費用等。介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている 費用。（※ 第1段階：820円 第2段階：820円 第3段階：1,310円）
食費	1380	食事代内訳（朝食：280円 昼食：550円 夕食：550円）介護保険負担限度額認定証持参の方は 認定証に記載されている費用（※ 第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階：650円）
日常生活費	実費	
電気使用料	実費	個別に使用する電化製品にかかる費用。概ね10円～100円程度 （但し、小型冷蔵庫については50円程度）を予定

介護保険外で係る費用(1回あたり)。 (円)

趣向的活動費	実費	レクリエーションやクラブにおいての物品購入代。
特別食	実費	嗜好品や外注食に係る飲食代。
理美容費	実費	カット    カット&カラー    カット&パーマ    パーマのみ    顔そりのみ
特別行事費	実費	外出など特別な行事を提供する時の費用。
複写費	10	コピーを使用した場合に1枚あたりの費用。
写真代	50	写真現像にかかる1枚あたりの費用。

※ 自費が発生する場合については都度ご相談。

※ 上記内容をもとにして、1ヶ月におおよそかかる費用のご説明と致します。